

首都圏中央連絡自動車道 島名舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書25-7-1 標識工 図面(標識工1/22~2/22) 図面(標識工19/22~21/22)	標識工 19/22~21/22 に標識の落下防止対策工詳細図があります。しかし、標識工詳細図の備考欄に落下防止について記載が無く、特記仕様書によると、落下防止ワイヤが必要な標識は反射式D1と内部内照式とあります。したがって、【G208】、【G209】の標識について落下防止ワイヤは不要と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書25-7-1(1)及び図面 標識工1/22~2/22に示すとおり、G208・G209について落下防止ワイヤは必要とお考えください。
2	同上	上記質問と同じ箇所について、逆光対策用スリットは【G208】、【G209】の標識には不要で一般的な反射式と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書25-7-1(1)及び図面 標識工1/22~2/22に示すとおり、G208・G209について逆光対策用スリット加工は必要とお考えください。
3			
4			
5			